

(様式第1号)

平成24年度 第2回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時	平成24年7月30日(月) 14:00~16:00
場 所	芦屋市男女共同参画センター 会議室
出 席 者	出席 会長 柳屋孝安 委員 高田昌代, 宮地光子, 宮本由紀子, 村上由起, 中山克彦, 堀晃二, 吉川博美 欠席 副会長 中里英樹 委員 山川尚佳 (敬称略)
事 務 局	市民生活部 北川部長 男女共同参画推進担当 岡田課長, 小杉主査, 担当 松原, 松本
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議題

第2次行動計画(後期計画)の23年度実績報告書・24年度実施計画書(案)

第3次計画策定骨子案

(3) その他

2 提出資料

(1) 第2次行動計画(後期計画)の23年度実績報告書・24年度実施計画書(案)

(2) 第3次行動計画骨子案

3 審議経過

= 開会 =

事務局/岡田: 定刻となりましたので, ただ今から平成24年度第2回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催させていただきます。

この会議は, 芦屋市情報公開条例第19条に基づき, 原則公開となっております。個人情報等の非公開事項を取り扱う場合は, 非公開についてお諮りさせていただきます。現在のところ, 傍聴のご希望はございません。会議録の公表につきましては, 発言者のお名前も公表いたしますのでよろしくお願ひします。

この審議会のほかに, 市組織として男女共同参画施策を総合的に推進するため「男女共同参画推進本部」が設置されております。市長を本部長とし, 施策の推進を図っていくものです。以上, 審議会等について説明をさせていただきました。

= 欠席者報告 =

それでは, 会議開催にあたりまして柳屋会長ご挨拶をお願いします。

柳屋会長：皆さんこんにちは。お忙しい中、ありがとうございます。本日は色々ご意見をいただく事項が多いので、てきぱきと進めていきたいと思っています。皆さんご存知のとおり、ロンドンオリンピックが開催されていますが、そのニュースの中で、全参加国から女性も参加になったというものがありました。こういう報道はしっかりしていただいているのではないかと思います。果たしてこういう報道を皆さんどれだけ意識的に聞かれているのかという印象をもったところです。啓蒙活動等通じて、報道があったときにアンテナが立てられるような市民が少しでも増えればいいなと思います。

事務局/岡田：ありがとうございました。それでは議事進行をよろしく願いいたします。

柳屋会長：まず最初の議事としまして、23年度の実績報告書、それから24年度の実施計画書について、すでに郵送され、一読されていると思いますが、事務局から、簡単に要旨やその他、特に数値目標といった項目について説明をお願いします。

事務局/岡田：それでは資料に沿って説明させていただきます。時間に限りがございますので、前回の審議会では次期計画の課題の洗い出しというところまででしたが、本日はこの現行計画の昨年度の実績報告と、数値目標が設定されている項目について、今年度が最終年度になりますので、今年度末3月に向けてどういう状況かを中心に報告をさせていただきます。項目がたくさんありますので、数値目標のところを中心に、この実績報告書をご覧いただきながらご報告したいと思います。

1ページ、2「多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進」で、いくつかの数値目標が挙がっています。1つは、「市広報紙への啓発記事の掲載、年8回」、それから「センター通信の発行部数、各回4千部」、「男女共同参画に関する用語の認知度、50%以上」、「啓発リーフレットの作成・発行、年1回以上」、「地域への男女共同参画に関する出前講座、年2回以上」これらの項目が数値目標として挙がっています。市の広報啓発は1ですが、「事業実績の内容」にあるように、広報あしやで、毎年6月の男女共同参画週間の月にあわせ、男女共同参画の歩みの特集や、昨年度は市民意識調査を実施いたしましたのでそれらのこと、また11月は女性に対する暴力をなくす運動期間でその街頭キャンペーンの特集、それから2～3月にかけては毎年行っているウィザスあしやフェスタの記事、それと市民意識調査の結果概要を取り上げております。他には、「女(ひと)と男(ひと)の参画メール」というコラムを載せております。目標は年間8回となっていますが、昨年度の実績で言うと、特集記事、主要記事、コラムを合わせて7回です。年によって多少はありますが、大体年間7～8回となっています。

「男女共同参画に関する用語の認知度の割合」は、平成19年度の市民意識調査で10%未満だったものを50%以上に、と目標設定されていたのですが、どの項目についてという目標設定の仕方ではなかったため、いろんな項目がある中で進めていかなくはないのかなと思っています。昨年度意識調査を実施しましたが、その前は平成19年度に実施されています。その中でみると、平成19年度には男女共同参画推進条例はなかったため、条例の認知度は挙がってこないのですが、昨年度実施した意識調査では条例の認知度が36.1%、それから男女共同参画センターの認知度が33.1%となっております。意識調査は毎年実施している訳ではないので、ルナ・ホ

ールでの週間記念事業や講座実施のときにアンケートをとって市民ニーズや意識の把握に努めています。週間記念事業での条例の認知度は35.4%となっておりますので、35～36%というのが大体の認知度なのかなと考えられます。センター通信の発行部数は昨年度の実績で言うと4500部発行しています。だんだんと配布先を増やし、多いときは4700部発行しています。啓発リーフレットの作成・発行ですが、DV防止の啓発パンフレットを週間記念事業のときなどに配布しています。市立中学校の生徒さんにも条例概要版の配布、成人式においてはデートDV防止の啓発パンフレットを配布するなどを定例的に行っています。地域への男女共同参画に関する出前講座は目標が年に2回以上と挙がっていたのですが、出前講座というのは市民の皆さんから出前で講座をしてください、という依頼があっただけで行います。残念ながら男女共同参画に関する出前講座はお声がかかりませんでした。出前講座の機会がなくても、それに代わるものをこちらから発信できる機会はないかということで、昨年は権利擁護支援センターでの研修に講師を派遣するという形で協力させていただき、そのような形で取り組んでいます。市民の皆様から出前講座のお声がかかるには、少し取っつきにくいテーマなのかなと思います。

2ページ 4ですが、「職員の意識啓発の充実」について、ここは「市全職員対象の男女共同参画研修の実施、年2回以上」が数値目標で挙がっています。阪神広域の研修派遣であったり、あるいは人権研修であったりといろんな形で実施しています。今後は、男女共同参画研修というのをもう少し具体的に、職員が最低限度備えておかなければならない知識などにしぼり、新入職員に対し、例えばDVに関する基本的な理解促進の研修であったりなどを行いたいと考えています。それからもう一つ、「職員対象の男女共同参画に関する計画・指針作成」が挙がっていたのですが、これは未実施です。所管課が人事課となっているのですが、人事課は全体の人材育成の計画をもって、職員育成研修をやっていきますので、特に男女共同参画に対する計画指針を作成するという形では、この5年間には行っていません。全体の職員育成計画の中で行っているという状況です。

3ページ 8をご覧ください。「附属機関等への女性の登用率」で、これも数値目標40%を目標に取り組んできたところです。昨年度4月1日現在は34.3%、今年2月1日現在は34.9%です。ここにありますように22年4月、あるいは23年2月あたりは37%位でした。(登用率が下がってしまった)原因ですが、充て職や団体からの推薦など市の意思が直接反映できにくい部分で、40%までいかなかったと思われます。ちなみにそういった充て職や団体推薦を除いた部分では40%の目標に到達しています。

9が「女性の人材情報」で、目標は400人です。これは積み上げていくなかで昨年度の実績が395人で、今年度末には400人に到達するのではないかとこのところでは

11「市女性職員の意識・能力向上のための研修の実施」は、年2回以上が目標です。市全体の職員研修や職員育成の考え方は、特に女性職員だけを取り出して考えるのではなく、全体の底上げを図りながらやっていく中で、女性職員も男性職員も等

しく研修をしていくということです。その中で例えば階層別研修，課長対象や課長補佐対象の研修等を行い，男性・女性問わず参加・育成しているという状況です。

4 ページの 12 「市の主査級以上に占める女性職員の割合」で，数字目標が定められています。一般事務職・一般技術職の主査級以上の女性職員の割合が20%以上というもので，13.4%だったのが23年度には24.6%となっています。主査級以上の女性職員の占める割合が上がっている中で，平成18年度では課長級以上の割合は4.7%だったのですが，23年度では主査級の割合が上がっていくのと平行して，課長級以上も14.9%まで上がってきています。

15 「男女共同参画に関する講座，講演会の開催」について，年間12講座を目標にしていたが，昨年度の実績は週間記念事業の他に9講座，全部で10講座です。12講座を目標にしていますが，時間的なことや他の事業との兼ね合いで12講座は少し難しいのかなと思います。がんばって企画していますが，大体10事業くらいになります。

7 ページ 23 「男性の家事・育児への積極的参加の促進」で，事業としてはプレおや教室，パパママ教室です。「プレ親教室・沐浴実習への父親への参加」の目標が150人となっています。23年度の実績は延べ382人参加の中で男性の参加が168人で，かなりの数のお父さんが参加しているということです。

8 ページ 27 「教職員に対する男女共生に係る職員研修の実施」は，目標が年1回以上で打出教育文化センター，これは教職員に対する研修センターですが，夏季研修・初任者研修において実施しています

12 ページ 39 「DV相談」について，月1回の相談であるのを目標を月2回実施としていたが，昨年度は月4回実施しています。また，男女共同参画センターとは別ですが，昨年度は市の行政内部に配偶者暴力相談支援センターの機能が設置されました。また，庁内外の関係機関でネットワーク会議を設置し，動き始めています。現行計画の事業項目には挙がっていませんが，別途そのような形で進めています。

13 ページ 42 「庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進」で，数値目標は「セクシュアル・ハラスメント防止のリーフレット発行」が年1回です。これは人事課が，臨時的任用職員，嘱託職員も含めた全職員に対して毎年配布しています。そのリーフレットの中には，もしセクハラを受けた場合には，市内部には相談員を設置しており，私も相談員の1人ですが，相談してくださいということで，全職員に対して配布しています。

数値目標では 55 「表現ガイドラインの作成・発行」が挙がっています。これは未実施ですが，後期計画を策定する中で，市が発行する刊行物に対して表現ガイドラインを策定するということの数値目標として入れていました。市の発行物というのは，広報あしやもそうですが，それぞれの課で，例えば人権侵害にあたるような表現は各課が責任をもって作成しており，市の広報物全体を広報課がチェックする訳ではなく，各課の責任で作っています。今のところガイドラインを策定しなければならない必要性があるとは感じなかったということで，未実施になっています。これからもガイドラインが必要なのかについては，ご意見をいただかないといけないと思っていますが，

ガイドラインを作成すること自体は実際に仕事をしていく中で、現場としては必要性をあまり感じなかったというのが率直なところです。

20ページ 75「女性のための就労促進講習・講座の充実」で、「再就職支援講座の実施」です。ここは取組を充実させていきたいと考えていて、昨年度は出前チャレンジ相談、就労支援パソコン講座、県と共催でキックオフセミナーなどを実施しました。また、ハローワークとの連携も講座ではないのですが、子育て中の女性の就労支援などで連携を強化しています。

22ページ 84「地域活動への活動支援及び男性の参加促進のための働きかけ」で、これは市民活動センターでティータイト交流会などで男性への参加を促しているということです。

24ページ 90「多様な保育サービスの充実」で、子育て支援施策です。前回の審議会の際に、子育て支援施策についてはとても重要な項目で、是非充実させてほしいというご意見をいただきました。市としても、子育て支援は特に女性だけではなく両親に対する、さらに祖父母を含め、もう少し広げると地域全体で子育て家庭を支援していくことが課題だと認識しています。ここで数値目標として挙がっているのは「病児・病後児保育の実施」で現在、病児保育は実施していません。病後児保育は芦屋病院で平成22年4月から実施をしています。

32ページ基本目標5の 124「男女共同参画推進条例の制定」については、平成20年度に目標を達成しています。

126「第三者機関による評価委員会設置の検討」は現行計画の中で検討するということが目標に定められていて、何度かこの審議会の中で私どもの考えとして申し上げたところですが、このように審議会の中で報告をしながら、あるいはご意見をいただきながら進めていますので、これに加えて第三者機関をわざわざ別に設置して評価するということまでは現在のところ考えていません。

129「推進本部会議・幹事会の定期的開催」について、昨年度は年に2回ずつ開催をしています。年によって違いますが、一昨年は4回開催しています。計画策定の年などは回数は増えます。その都度必要な時に開催するということです。

33ページ 131「男女共同参画推進委員会の開催」は、この現行計画の始まりの時には推進委員会でしたが、それが条例制定によって審議会に移行しています。21年度以降は、毎年3回前後の開催です。目標は年4回になっていますが、これは必要に応じた開催数となります。

それから事業項目としては具体明示がないのですが、「男女共同参画センターの認知度」というのが数値目標に挙がっています。これは基本課題2の「男女共同参画センターの機能の充実」ということで挙がっている数値目標だと思います。前回の市民意識調査では22.9%だったものを50%以上に上げるといったことを目標にしています。昨年度実施した意識調査ではセンターを知っているという方は33.1%でした。ちなみに週間記念事業でのアンケートでは、何らかの形でセンターを知っていると答えた方は67.8%でした。記念事業に来られている方に対するアンケートなので、数字の開きがあるのは当然のことかなと思います。

133の「活動団体数」ですが、登録団体数は40を目標にしていますが、昨年度登録団体数は25団体です。増えたり減ったりはしていたのですが、ある意味男女共同参画の活動に特化している団体が残られつつあるのかなと思います。団体の数としては増えていない、むしろ減っている状態ですが、それが今の芦屋市の状況であるということです。

最後は139「男女共同参画センター蔵書数」で、目標が1500冊となっています。昨年度の蔵書数で言うと、1384冊で、元々の1200冊からスタートしていますので、徐々には増えてきていますが、目標値までは達していないということです。逆に古くなった資料をそのまま置いているというのもよくないので、そういうところの整理も手をつけていかないといけないのかなと思いますが、なかなかそこまでは現実には手が回っていない状況です。

昨年度の実績報告ということで、特に数値目標で項目が挙がっているところを中心に説明させていただきました。以上です。

柳屋会長：ありがとうございました。数値目標を設定されたものに関して説明していただきましたが、委員の皆様には事前にこの実施報告書を配布しているかと思しますので、何かお気づきの点がありましたら、ご意見をお願いいたします。

宮地委員：今の数値目標は、この報告書には記載されないのですか。

事務局/岡田：この報告書は前年度の実績報告ですので、記載はしていません。数値目標項目は計画の中に書いてあります。今回は口頭で説明させていただきましたが、何らかの形にまとめてお配りできたらと考えています。実は数値が確定しておらず、口頭で説明させていただきました。次回の審議会には18年度の現状と目標値と、それから23年度の状況などそこくらいまでは資料としてお示しできるかなと思います。現状としましては今説明させていただいたとおりです。

柳屋会長：よろしいでしょうか。

中山委員：質問なのですが、3ページの充て職とは何ですか？

事務局/岡田：充て職は、この審議会には行政職の方はいないのですが、附属機関等にはよく行政職員が入っています。それは委員として部長をもってあてるなど、職としてあてられるという意味で、それが充て職です。

中山委員：理由はあるのですか。

事務局/北川：例えば、市会議員の議長や委員長が充て職になっていた場合、委員長職が改選になって交代すると、附属機関等の委員も交代になる職責で決まってくるということです。

事務局/岡田：広い意味で言いますと、団体からご推薦いただく場合にも、誰々を推薦してくださいというのは市からはお願いできないので、そのときには男性が推薦されるか女性が推薦されるかは、市の意思は反映しないということです。

中山委員：私のようなことですね。商工会にお願いするといった。

事務局/岡田：そういうことです。

中山委員：もう1つ、6ページ下の22の用語ですが、「母親教室の開催」とあります。この言葉が少しおかしいのではないかと思うのですが、評価コメント読んでいましたら、「父親の参加が少なかった」と書いてあります。これは母親教室でいいのでしょうか。上宮川文化

センターのことですが，変えたほうがいいのではないのでしょうか。

事務局／岡田：両親教室などでしょうか。

柳屋会長：ご指摘いただきましたように確かにそうですね。お母さんしか来てはいけないのかと思いますね。

中山委員：意識の問題と言いながら，表看板は母親教室というのはちょっとどうかかと。

高田委員：母親教室というのは産後の方が来られているのですか。

事務局／岡田：そうですね。

高田委員：妊婦教室のことなのかと思ったのですが。

事務局／岡田：これは上宮川文化センターでやっているのだから，妊娠中の方ではなく，おそらく産後の方かなと思います。

村上委員：私もそこで気がついたことがあるのですが，妊婦さん対象はプレ親教室ですよ。昔は母親教室という名称であったのが，夫も参加できるようプレ親教室になっているのかなと思います。この母親教室というのは子育てをしている人が対象だと思います。

事務局／岡田：そうだと思います。おっしゃっているのは，プレ親教室，両親教室は保健センターの健康課でやっているものです。プレ親，妊娠中にご夫婦で揃って参加してくださいというものです。

高田委員：わかりました。

柳屋会長：そうすると，この名称（母親教室）は変更したりできないのですか。

事務局／岡田：教室の名前なのでどうでしょうか・・・。

事務局／北川：ここは市民生活部の所管で，部長評価を書いたのは私です。父親の参加が必要であるとさせていただいておりますが，母親を対象に講座を開催しているのですが，結果的にお父さんも来られているという実態があるということです。できるだけそのあたりはお父さんも参加できるようなタイトルにするとか，企画をするとか，そういう取組にしてくださいということでコメントを書いております。

柳屋会長：わかりました。他には何かありますでしょうか。

高田委員：先ほど病後児保育のところがありました，今年度病後児保育の回数が増えたということでしたね。

事務局／岡田：24ページ 90です。22年4月に芦屋病院で病後児保育の事業を開始しています。

高田委員：入所数とか受け入れ人数はわかりますか。

事務局／岡田：受け入れ人数はそんなにたくさんではないと思います。基本的には病院等がないと，病後児保育が難しいということがあります。病児保育・病後児保育のニーズはありましたが，22年4月に始まりました。医師や看護師がいるところで見ておかないと安全面で不安があると思いますので，たくさんの人数が来れるということではないです。数人単位です。

高田委員：なぜそのようなことを聞いたかというところ，基本的に病後児保育はあまり役に立たないんです。病後児がどこから病後児かということもありますし，病児保育でないと働く親にとっては話しにならないです。それが1つと，子どもが病気になるときは，集団で感染の問題が多くて，水ぼうそうやインフルエンザなど，そういったときに1人とか2人では実

際のところは話にならないといったこともあるので、利用状況を考えたときに、施策としてもっと増やす必要があるのか、それなりにしているのか、また採算の問題もすごく言われていて、日本小児科学会や日本小児科外来学会などでも非常に問題になっているのが、採算が取れないということで開設できないというところも実はあります。市のバックアップの状況が働く親にとってはすごく大きく関係し、はね返ってきますので、現状を考えていただきたいと思います。

事務局/岡田：今の病児保育のお話ですが、これは私個人の経験からの意見として、子どもが病気になったときに、確かに病児保育があれば助かると感じるものがあつたのですが、一方で子どもが病気のときに休みをとれないという社会環境の方がもっと悪いのではないかという気がします。子どもが病気のときは親のどちらかが休めて見てやれる社会環境を整える方が社会のあり方として正しいのではないかと思います。もちろん現実的には病児保育や病後児保育はニーズが高く、必要というのわかるのですが、果たして病児保育というのは行政として目指すべき方向なのかと葛藤するところです。

高田委員：そういう議論になると、高齢者施設が必要なのか、家で看るのが当たり前なのではないかというのが延長線上にあるということです。私は、さっきおっしゃられたことは正しいと思っています。ですが、それができないから、保育所の延長ももっと早く帰ってきたらいいのにはと思いますが、早く帰れない状況があるので延長保育をせざるを得ない、仕事のときに休みたいけど休めない状況があるからそのところを補完しないといけない。ゼロになるのに越したことはないと思いますが、そこは社会のニーズとの兼ね合いということで、あるべき姿を追い求め、病児保育がなくなることが最もよいことだとは私も思いますが、保育所も私は延長線上にあると思います。保護者が子どもを世話する方が、ひとりひとりをみれるという意味では良いところもあると思いますし。ですが、必要な人たちがたくさんいるという現状をどう打破するかということから目の前のところをしていくのが、施策だと思います。それを減らしていくための社会にしていけるのも同じですが、両輪だと思います。

事務局/岡田：兼ね合いということですね。

高田委員：そうですね。

吉川委員：制度が先か今すぐ急務なものが先かとなったら、病児保育・病後児保育という方が、今すぐニーズにこたえられるといったこと言えば、制度・システムができるのを待つには時間がかかるかなと思います。それと一緒になのですが、この中で 90にある一時預かり事業がとてもニーズが高くて待機も生じているため、拡大が必要と書いてありますが、今必要としているのに待機している子どもたちがいるということなのでしょうか。

事務局/岡田：一時預かりというのは親御さんの急な病気であつたり、病気以外の理由もありますが、保育所というのは親が保育できない状況になっているから預けるわけで、一番大きい理由としては継続して就労されている方は、ほぼ毎日保育所に入所して仕事に行かれますが、普段は働いてないが急な病気になられたりとか、その他の事情で保育が出来なくなった場合に一時保育の申請をして、一時的に子どもをお預かりするというのがこの一時預かりと呼ばれているものです。病気などははっきりとわかるも

のですが、いろいろなご事情で一時保育を申し込まれる場合などもあるように聞いています。そのあたりで、ニーズも多いし、一時預かりなのでキャパシティの問題等もあり、ニーズが増えるにつれて待機が発生すると思います。

村上委員：先ほどの病後児保育で、1人か2人というのは預かり可能な人数が1人か2人ですか？

事務局/岡田：調べてみないとわからないのですが、2～3人だったと思います。

村上委員：病後児保育のニーズが少ないのかもしれませんが、病児保育のニーズが多いということと、場所的に病院併設でないと仕方がないという部分もあるのですが、場所的に親が連れて行けるような場所だったら預けやすいというところもあります。周知という点でそれを知っている保護者がどれだけいるのかという疑問もあります。知らない人が多いと感じるので、もう少し病後児保育をしているという周知徹底をすべきだと思います。

事務局/岡田：保育所に行かれています方には周知されていると思いますが、たしかに芦屋病院が山の上の方にあり、決して駅が近いという場所ではないです。通勤途中に子どもを預けてすぐに会社にいけるかというところ少し不便である。そういう意味では利用しにくいかもしれません。

高田委員：ちなみに病児保育は病院併設が望ましいと思いますが、病後児保育は決してそんなことはないですし、全国的にもそんなことはないのです。もし今後お考えになるときは、少し病児保育や病後児保育の全国的なことを把握した上で、計画をたてられたらどうかと思います。

事務局/岡田：ここの病児保育・病後児保育のところですが、次期計画のときにご説明する予定だったのですが、芦屋市のそれぞれの関連計画はそれぞれの所管でもっています。例えば、次世代育成支援対策推進行動計画という子育て全般の計画で「子育て未来応援プランあしや」というのですが、それぞれの所管が分野別計画もっています。そういう計画と、男女の行動計画と整合性を図りながら、特に子育て支援の分野は男女共同参画とは関わりの深い分野で、整合を図りながら進めていかななくてはいけないと思っています。もちろん病児・病後児保育のニーズがあるというのはわかっています、平成22年にやっと病後児保育を開始したというところです。

柳屋会長：その他何かありますでしょうか。

村上委員：1ページ 1「関係法令や制度改正等に関する啓発、情報提供」で、今年度の目標が「コラム等でわかりやすい記事を目指す」というのが評価できると感じました。やはりこういった制度が知らないことによってブレーキがかかるというのがとても多いと思うので、広報あしやなどでわかりやすく説明するというのは、本当に市民に対しての周知徹底に効果的だと評価できると思います。それと2ページ No6ですが、実施効果等のところで、「アンケート項目に条例のことをいれることにより、条例の認知がさらに進んだ」とありますが、どういうことでしょうか。

事務局/岡田：男女共同参画推進条例についてまだご存知ない方が多いという前提でアンケート項目を作ったということです。講座等に参加され、男女共同参画センターに来られる方でも条例のことまではなかなか詳しくないという方が結構いらっしゃいますの

で、そういう方がこういうアンケート項目を見たときに少なくとも、見た方は「芦屋市では男女共同参画推進条例が平成21年に制定された」と、内容を知っていますか、名前だけなら知っていますか、などと項目を入れておけば、少なくとも条例があるということを認知されるということです。講座なので対象人数は20人程度と限られているのですが、講座をするたびにその項目を入れて周知を図っています。

村上委員：それによって認知の周知徹底が図れたであろうということはわかりました。それから6ページ 21「男女共同参画センターフェスタの実施」についてですが、今年度の目標が「若い世代や子どもの参加が増えるような企画の実施」とありますが、23年度のフェスタを経験して感じたのですが、天気が雨であったのにも関わらず、子どもを対象にする遊び的なイベントがあったので、雨で参加人数が少ないのかなと思ったのですが、子供連れが多かったですね。しかも、父親が子どもを連れてきているパターンが多く見受けられたので、今年度も目標にされているのですね。すごく効果があったと思います。子どもの参加者が多かったので、それは実感しました。それから9ページ 32「PTA活動への男性の参画の促進」ですが、そこに「補助をはじめとするPTA活動への支援・・・」とありますが、この補助というのはどういったものですか。

事務局/岡田：補助金だと思います。確認はしていないのですが、PTA協議会には補助金が出ていたと思います。

村上委員：市から男女共同参画に出ているのですか？

事務局/岡田：教育委員会からPTA協議会にです。

村上委員：補助金がでていうことですね。それから15ページ 51「若年層の性に関する学習、啓発活動の推進」ですが、年間相談件数1件とありますが、これは若者から保健師に対する電話相談が1件ということでしょうか。保護者からという場合もあるのでしょうか。よく子どもの悩み相談などは、小学校や中学校から電話番号の書いたカードが配布されるので、子どもが対象というのわかるのですが、これもそうですか。件数が少ないからそう感じたんです。子どもの人権相談などの電話も、なかなかかけにくいと思うんです。特に、性に関する電話相談だと保健師さんだとわかっているけど、インターネットや友達の情報から性に対する知識を得ようとする昨今の若者がこういうところに電話をかけやすいかなと疑問に思います。かけやすくするためにはどうすればいいか具体的に今ちょっとわからないのですが、せっきくこのように具体的施策として上げられているのであれば、どうにかして相談件数を上げる、相談しやすいアクションがあれば年間相談件数1件というのがある程度改善されるのではないかなと思いますので、検討していただきたいと思います。

事務局/岡田：対象がどういう方であるのか、調べておきます。

村上委員：16ページ 58「メディア・リテラシー向上のための啓発」ですが、今の性に関する情報に対してもそうなのですが、インターネット上の情報などで若者が混乱する場合がとて多いので、PTAの講座でも保護者を対象としたメディア・リテラシーの講座はあるのですが、行動計画の中では事業計画の内容が、ホームページ随時更新とセンター通信ウィザスの発行、パソコン講座の開催などでは少し寂しいかなと思います。パソコン講座の中ではメディア・リテラシーについての講義があるのかもしれないですが、男性料理講

習や識字学級でもそのようなメディア・リテラシーに対しての講義があるのかどうか疑問がありますし、芦屋市のホームページはご覧になった方はよくわかると思うのですが、とても見にくいです。よくわかりにくいので、そのホームページの中でメディア・リテラシー向上のための啓発ができるのかどうかというと、疑問に感じます。メディア・リテラシー向上のための啓発がないのが少し残念に思いました。以上です。

宮本委員：16ページ 56に出てくるCMSとは何の略ですか。

事務局/岡田：市のホームページを作成するシステムのことです。

宮本委員：市のホームページを作成するんですね。それと11ページ 38の緊急一時保護ですが、4件というのは4ケースという意味ですか？同じ人がいたりするのですか。

事務局/岡田：4ケースだと思います。

宮本委員：芦屋市ですか。

事務局/岡田：芦屋市からが4ケースということですよ。

吉川委員：20ページ 75「女性のための就労促進講習・講座の実施」中で、受講後の就職状況調査をしたと書いてありますが、どのような結果だったのでしょうか。

事務局/岡田：就労支援パソコン講座は夏に実施しまして、その後就職はされましたかということでアンケートを12月にお送りして、返ってきたところによると就職されたのは確か2～3人でした。

吉川委員：入り口があってなかなか出口がない、こういった就職支援講座は状況調査をしたらどのような結果になったのかすごく興味がありました。

事務局/岡田：このパソコン講座の期間に合わせて、ちょっと一歩踏み出すときの支援のためのチャレンジ相談というのをあわせて開催し、さらに就労への後押しをしています。必ずしもパソコン講座を受講した方が相談を受けられるのではないのですが。

吉川委員：すごく人気がある、応募が多いのではないですか。

事務局/岡田：チャレンジ相談は、個別相談で1人1時間の枠をとっていて、予約をいれてもらってします。当初こういう相談にニーズがあるのかなと思ったのですが、予約はすぐうまりました。それから、今年の事業では、ママの働き方相談会というセミナーが県との共催事業であり、今お子さんをかかえて再就職してみようと思われる方を対象とした時間管理方法のセミナーですが、これも当初応募あるのかなと心配していたのですが、定員がうまってしまう状況になりました。ニーズ自体はあるのだろうが、就職に関して言えばハローワークとの連携の話になります。就職したい方は今すぐ就職したい。だから、そういった人をどうやって仕事に結びつけるのかというと、講座で準備するというのは、すこし遠い話になってしまいます。今本当に仕事がしたい、すぐに働かないとダメという方には、ハローワークとの連携でないと、講座では間に合わないというか、職業訓練ではないので、講座を受けたからといってすぐに就職には結びつかないです。

柳屋会長：その他にありますでしょうか。

中山委員：全体を通していつも思うのですが、この表も以前は違う形で、ある時期から数値が入るようになったのですが、例えば23年度と24年度でほとんど内容的に事業の計画や目標は繰り返しが多いです。それと変化もあまりない。ものによればそういった書き方しか

できないかもしれませんが。それともう1つは、関連として私が見るのは実施効果等を見て、それに対して部長や課長のコメント見ます。そうしたら、その中で課題が見つかるはずです。それが一番最後の「評価を受けての今後の対応」、ここはある意味具体性が少ないです。ですから、負担はかかっていると思うのですが、できればそのあたりでより具体的な目標を1つでも2つでも入れてもらえば、一生懸命しているなという印象を受けると思いますが、内容的には進んでいるのかもしれませんが、私たちの見た感じとしては、非常にマンネリ化したような印象を受けますので、ちょっと厳しいかもしれませんが、一言言わせていただきました。

高田委員：私もそのように思います。評価のところに、課題・評価と書かれてはどうかと思います。いい評価しか書いていなくて、先ほどの思春期相談1件というのは基本的にはやめた方がいいのではないかと、思うような内容です。普通1件でこれだけのお金を使うことはありえないです。どこが悪くて、何がどうだったのかというのがこの評価のところに書かれ、なおかつ、だからどのように次年度やっていくのかという課題が書かれてあって、次の年の計画に入ると思いますが。そのプロセスが見えない。よかったと書かれていても、どのようにしてよかったのかという評価が、先ほど岡田さんがアンケートをとって2人就職されたとおっしゃっていましたが、そこがすごく重要なところだと思います。満足度がどれだけのパーセントあったのかや、アンケートをとってどうだったのかなど、講座は人数だけではなくて質の評価というのもとても重要だと思いますので、是非そのあたりは直していただきたいと私も思います。

柳屋会長：それぞれの担当部署にお願いするということですね。

高田委員：そうですね。

事務局/岡田：先ほどの相談1件というのは、経常相談の中で思春期という内容に絞ったら1件だったということです。健康課としての相談事業がある中でこの部分が1件だったということです。行動計画の事業作成の中で、関連付けている事業というのがたくさんあるので、この1部分が関連しているからここに挙がってくるというのがこの中に含まれています。それだったらここにはわざわざ挙げないなどということがいるかもしれませんが。課として事業そのものの評価がこちらに挙がっているのではなくて、男女共同参画に関連している部分でいうと、こうですよということで挙がっているので、多々そういう形に入っているのではないかと思います。

中山委員：ただ、こういった冊子（実績報告書・実施計画書）が出ますね。これは推進本部会議等で部長や課長も同じものを見ているのですか。

事務局/岡田：はい。

中山委員：その時に、わかりにくいとか何をやっているのかわからないなどの意見が出ませんか。

事務局/岡田：わかりにくいというのは当然あります。また、事業数が多くなると当然わかりにくくなります。

中山委員：私はこれが事業の羅針盤になると思います。半期なり1年あってその間の目標を決めるのはできますね。そこで1番はじめに評価基準A B Cがありますね。この中ではBが多いですが、Bだったら現状維持となり、それが必要で24年度にも挙げるのだったら、何か策があるはずですが、普通であれば。今おっしゃったように、足らなかった部分を、もう

ちょっと勉強されるとか。そういった目で見てしまいます。もちろん全て目は通させていただきます。実際、近年の事業の中でやっておられる積み重ねですからそれなりに成果が上がっていると思うのですが、外から見たときにわかりやすくしてほしい。こういった項目を出さないということになるのかもしれませんが、項目を出していくのであれば、わかりやすさが欲しいなと思います。

村上委員：34ページ 139「男女共同参画に関する資料，ビデオソフト等の整備」で，このウィザスあしやをご存知でない方は，ここに男女共同参画関連の図書やDVDがあることをご存知ないと思います。そういった本を探そうと思ったとき，まず図書館に行くと思うのですが，伊勢町の図書館にもそのような分類になっているところがあるのですが，ここにこれだけ専門的な資料があるのに，図書館とここが分断されているのはもったいないなと思います。図書館のシステム上，一緒にするのは無理な点があるのかもしれないですが，例えば図書館で，もっと詳しい男女共同参画関係の資料はウィザスあしやにありますという表示をすとか，案内をすとか，何かあればそこで見つからない方がこちらに来て資料を探すということもできるのではないかと思います。同じ芦屋市の中でそういった専門的な資料をかかえていて情報が分断されていたらとてももったいないと思うので，例えば図書館のホームページに案内を出すとか，図書館で案内を出すとか，お知らせ的なものがあれば貸し出し件数ももう少し上がるのではないかと，必要な方に見てもらえるのではないかと，このあたりも検討していただきたいと思います。それと，公民館は別になっているのですが，全部貸出しは出来るようなシステムになっていますね。

事務局／岡田：図書館の分室みたいになっていますね。

村上委員：上宮川文化センターと公民館は，(図書館とは)蔵書は別個になっていますが，貸出しが一つのカードで共有できるようになっているので，そういうところを何か工夫できたらいいのではないかと思います。

柳屋会長：ありがとうございました。少し時間がおおしてきていますので，実績報告書・実施計画書に関してこれだけという何かがありましたらお願いします。よろしいでしょうか。なければ，次の議題に移らせていただきたいと思います。具体的な施策について，今色々ご指摘いただいたところですが，その根幹の部分，来年度以降の第3次計画に関して，その原案を事務局で作成していただいております。委員の皆さんのところに郵送されていると思いますが，その概要，重要な部分についてご説明していただけますでしょうか。

事務局／岡田：今回お配りさせていただいたのは，計画策定の基本的な考え方の部分です。前回の審議会ですら少し課題の整理の頭出しをさせていただいたかと思っております。今日お配りさせていただいているのは，考え方と，できれば14ページに「重点的な取組」とだけで項目を挙げて，空欄にさせていただいているところがあるのですが，今日は委員の皆様へ「重点的な取組」のところのご意見をいただけたらと思っています。次回の審議会ともう1回，つまりあと2回程度で中間まとめは作っていきたくと思っています。次回の審議会のときに素案のたたき台をご提示させていただきたいので，素案のたたき台を提示するにあたって，少し重点的な取組についてのご意見をあらかじめお聞きできればと思っています。この計画策定の趣旨ですが，2ページをご覧ください。皆様ご存知のように，国では平成12年に第1次男女共同参画基本計画，それが

ら平成17年に第2次計画，平成22年には第3次基本計画が策定されました。それから兵庫県においても平成13年度以降男女共同参画プランが策定されています。市においては平成10年に第1次計画，平成15年には第2次計画，平成20年にはその第2次計画の後期計画を策定，現在がその第2次計画後期計画の実施期間中です。この間の取組として，平成21年に男女共同参画推進条例が制定された，というのが，現在までの大きな流れとなっています。一方ではもう一つ，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が改正されたのを受けて，芦屋市においてもDV対策基本計画が策定されたという状況です。このように取組は一定進んでいるのですが，依然として課題も多く指摘されているということです。特に日本は少子高齢化が稀に見るスピードで進んでいること，そういった社会情勢等の変化において，いろんな課題が生じているということで，「慣習や制度による生き方の制限」や，「就労の分野での不利益的取扱い」，「親しい人からの暴力被害」などが，まだまだ大きな課題として残っているのかなというところです。そのような中で第3次行動計画を策定するというのは計画策定の趣旨です。先ほども少しお話が出たのですが，この計画はもちろん社会基本法の中に位置づけられている市町村男女共同参画計画です。市の中には分野ごとの分野別計画がありますが，総合計画という基本計画があって，これは市全体の大きな方向性を定めたもので，総合計画とそれぞれ整合性を図りながら，関連の分野別計画，福祉であればこども課の先ほどご紹介した計画であったり，健康増進・食育計画や介護の計画，高齢者福祉計画，障害福祉計画，障害者（児）福祉計画というようなものもあります。そういった関連分野別計画や，まちづくりのマスタープラン，そういった関連計画と整合性を図りながら，歩調を合わせて全体として計画を進めていくというものの1つが男女共同参画行動計画であるというものです。そういう考え方の中で進んでいくのですが，4ページ以降は前回の審議会の中でご覧いただいた資料を入れています。その資料の中から課題の整理ということで，11ページの下ですが，1つは家庭環境における課題の整理，それから，子どもの分野における課題の整理，社会環境の中での課題の整理，というのを入れています。それを受けた中で12，13ページをご覧ください。計画の基本的な考え方ですが，これは平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され，市においてはこの基本法の趣旨に基づいて，先ほど申し上げた第2次行動計画の大きな目標の1つである，男女共同参画推進条例が制定されました。この第3次計画は条例の趣旨に基づいて，男女共同参画の施策を総合的に，計画的に実施するということを進めていきたいと考えています。それで計画の5つの基本目標を掲げています。「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」，「政策・方針決定の場や地域社会での男女共同参画の推進」，それから「仕事と生活の調和」，「個人が尊重され豊かな人生が送れる環境の整備」，「市民と行政の協働による男女共同参画の推進」，この5つの項目で目標を掲げています。その下の重点的な取組で，今日特にご意見いただけたらなと思っていたところですが，計画なのでどれも大事であるとも言えますが，その中で行政が限られた財源・人・時間の中で取組を進めていくにあたって重点的に取り組むべきというものと，関連分野であっても，歩みをとめてはいけない分野で引き続き進めておかなければならない分野であっても，やはりその

中で優先的に取組を進めていくべきものをこの第3次計画の中では考えていきたいと思っています。特に就労の分野での不利益的な取扱であるとか、そういった課題というのも大きなものであると思っています。何回も申し上げますが、少子高齢化が極端に進行してしまった今の日本の社会で、やはり持続可能な社会形態を模索する中、ひとつは女性や高齢者の力をもっと労働の分野で活かしていくということ、そして片方では少子化に歯止めをかけるということ、この2つが大切な取組の課題となってくると考えています。その中で出てくるのが、3番目のワーク・ライフ・バランスという形で挙げていますが、今の社会情勢で高度経済成長期のように男性が片働きでがむしゃらに働くという働き方ではやはりなかなかしんどくて、女性や高齢者の力をもっと活用するためには、ワーク・ライフ・バランスの促進という環境整備しながら進めていくということがキーワードになってくると考えています。国力維持のために産めよ増やせよというのはナンセンスだと思うのですが、それとは別の問題としてやはり自分たち自身が社会の活力を維持し、持続可能な社会にしていくという点で、ここの部分は大切な課題になってくると考えています。この点についても皆さんからご意見をいただけたらと思います。以上です。

柳屋会長：ありがとうございました。第2次行動計画は10年計画で出発しているのですね。結局、前期と後期5年ずつで計画を分けたんですね。今回の第3次計画は、はじめから5年くらいが適切ではないかということですね。基本目標ですが、お手元の実績報告書・実施計画書の資料の表紙裏に、第2次行動計画の目標が5つ挙がっています。それと比較していただくと、特徴的なのは仕事と生活の調和ですね。これを1つの項目、ワーク・ライフ・バランスとして取り上げて、それに関連するものを集めたというところに大きな特徴があるのではないかと思います。項目的にはそれほど大きな違いはないのですが、どう基本目標でくくるかということところで、少し工夫をされているかなと思います。この基本目標のところでは基本課題を考えて、さらに具体的施策まで考えていくことをあと2回の審議会で検討していけたらということになるので、基本目標・基本課題は出発点になるところで、こういう立て方でよろしいですか、というのが1つです。それから、これらの基本目標の中でどれを重点的な取組にするか、というのを考えていけたらということですね。先ほどもお話がありましたが、どれも重要な目標であることには変わらないのですが、この5年間で基本目標のどれか1つはかなり進捗させたいということですね。他の基本目標は何もしないという訳ではないのですが、特にチェックをちゃんといれていくとか、取組を緊密にする意味での課題の重点的な取組に対してお考えがあればお聞かせください。どこからでも結構ですので、何かご意見があればお願いします。

中山委員：ざっくり言いましたら、10何年やってきて成果をあげていかないといけないと思います。行政がやる中でできるもの、そう考えると、市民の生活と密着したところで、市民の皆さんが感覚としてよかったなと感じられるものを、大きな風呂敷を広げず、基本目標を5つ挙げていますが、優先順位をつけるとすれば今のような考え方で、例えば、学校の教育とか、芦屋に住めば安心して子どもを産めるとか、仕事に行けるとか、DVの件にしても、高齢者のことにしても、実感として芦屋に住んだらいいな、芦屋とはこんなまちですよと宣伝できるような町ぐらいのことをやっていけばいいのかなと思います。意識の問

題や男女共同参画の対象とは言わずに、できれば実感としてわかりやすいものを重点的な取組にさせていただきたいですね。

事務局/岡田：市の行動計画ですので、基本的には市がなすべきことの中で、多分重点的な取組というのは、もうちょっと1つ1つの事業の中で落とし込んでいくものかなということ。現在の方向性としては先ほど申し上げた考え方が1つあります。今おっしゃられた子育て支援の分野は、大切と言われながら財政的には財政支出があまり伴ってなかったものです。お金がかかるか、かからないかというのは別にして、かからず行える事業もありますので活発にしていっての方がいいのではないかなと考えています。例えば、ここは男女共同参画センターですが、ここの1部屋を現在、月曜日と金曜日、丸1日子育てセンターに提供しています。その日には自由に親御さんがお子さんを連れてこられるようになっています。子育ての悩みを話すこともあれば、色々な遊びをすることもあるというような場の提供をしています。これは非常にたくさんの親子連れが来られていますが、男女共同参画センターとしてはお金はかからず、場の提供をしています。一見、ただ遊んでいるようには見えるのですが、例えば小さな赤ちゃんを連れてこられ、核家族で地域にあまり顔見知りがない、そのような方がどこに行ったらいいかわからないということで、両親と一緒にこういったところに来られ、お父さんがもっとこういうところを使ったらいいじゃないかとお母さんに話されていました。もしかしたら子育てでしんどい部分があって、お父さんは何かバックアップできないかということで一緒に来られたのかなと推測したりもします。また、別の場合には子育てに悩んでいる方の児童虐待になるかもしれない芽を摘めるかもしれない、もしかしたらそのような意味合いもある事業で、お金はあまりかからないけれども必要である事業かもしれません。保育所を作るといったような多額の財政支出を伴うものではないのですが、そういった事業はこまめにやっていく必要があるのかなと考えています。

柳屋会長：児童福祉ということで、重点的な何か取組があれば。

事務局/岡田：今申し上げたような子育て支援の部分や、あるいは私どもが色々な形の女性の悩み相談をお受けする中で、就労の部分というのは非常に大きいのかなということです。特にひとり親家庭の方に対しては、差し迫って生活の糧が必要で、それをなんとか就労できると、大きな悩みの1つの部分が解決に向かうというのは常々感じるところです。市で直接出来ることは限られているのですが、ハローワークと綿密に連携をとりながらそこへ個別にご紹介したり、あるいは今考えていますのは、来年度以降の事業になるのですが、経済課と庁内では連携をしながら、ひとり親家庭への就労支援でハローワークに出張相談に来てもらえないとか、就労は生活の中で非常に大きな部分を占めますので、そういったことも実施できればと考えています。それから、健康に働いていけないといけないということで、先ほど申し上げたワーク・ライフ・バランスの部分や、前回の審議会のときに宮本委員と高田委員が話題にされていた卵子の老化の話ですね。ちょうどその前後して新聞でも2~3社の新聞社が取り上げていましたし、テレビでもNHKが取り上げていましたし、民放でも取り上げていたのを私はたまたま見たのですが、卵子というのは生まれてからずっと老化していく、妊

娠は妊娠適齢期があり、妊娠しやすい年代があるなどそういった基本的な知識というのは実はあまり広く知られていないので、私がテレビで見た中でも高学歴の女性3人が対談されていたのですが、いずれも不妊で悩まれた経験をもった3人でした。「若い方が妊娠しやすいというのをあなたは知っていた?」「私は知らなかった」と。やはりそういったことが基本的な知識として得られる機会は、そう言われてみればあまりなかったもので、そういったことも啓発や情報提供していく必要があると思いました。

村上委員：今事務局からは基本目標5つある中で、どれを重点的にしていけばいいかという質問を受けている訳で、それについてどれも重要だと思うのですが、私は1番のシステム作りと意識改革がすごく重要ではないかと思います。意識が改革されないからこそ様々な問題があって、いまだに旧態依然の性別役割分担意識が残っていると思うので、意識改革をまずしないとシステムを利用しないし、色々なものが改善されないと思うので、私は意識改革がとても重要ではないかと考えます。それから、この骨子案の文言で気になるところも言ってもいいでしょうか。8ページの「5. 職業生活について」の「課題」のワーク・ライフ・バランスのところですが、前回の審議会でもワーク・ライフ・バランスの言葉の認知を誤解していると話したと思うのですが、「仕事と家庭生活の両立を可能とする環境づくりを進めることが課題」とありますが、ここでやはり仕事と家庭の両立を可能とすると表現するのであれば、前回の審議会で言ったように、特に女性が両方を頑張らないといけないのではないかと誤解しやすいと言ったと思います。これをこのままの言葉にすると同様の誤解を招くと思うので、例えば「仕事と家庭生活を個人の望む形で両立可能とする」とか、それぞれの個人によってワーク・ライフ・バランスの形というのは違うと思うので、やみくもに仕事と家庭生活の両立と言ってしまうと50%50%両方頑張りなさいという誤解した意識のまま啓発してしまうと思います。やはりそれぞれ個人の望む形で両立すべきだということをもう少し前面に出さないと誤解されたままになってしまうのかなという危惧があります。それから10ページの「6. 市民活動について」ですが、結果のところ3つ項目があって下の2つが市民活動に参加しない理由で、「女性は~になっている」と「女性は男性と比較し、家事・育児・介護等で忙しいが多くなっている」と女性についての項目が2つ挙がっているのですが、市民意識調査の市民活動の参加の数については、女性の方が多いというイメージがあるので、そうだとしたらこの2つの項目があることによって女性が参加するのが少ないというイメージを与えかねないのかなと思います。それで、こういう活動がわからないとか、活動がわかったとしても家事・育児・介護等で忙しいと言って参加しない女性が多いのではないかと誤解されるのがちょっと困るなと思います。

宮本委員：これだと活動に参加したことのある割合は男性の方が多いように見えます。

村上委員：そうですね、これは全体的にということですね。全体的な数値よりも市民活動に参加している、例えば男女比をあげた上でのこの2つの理由があればまだわかるのですが、これだけだと女性が市民活動に参加していないようなイメージを与えかねないので、実際に市民活動に参加すると女性の参加率が高いような気がします。

事務局/岡田：女性の方が性別をみると、いずれの活動にも参加したことがない35.4%で、

男性が41.1%ですので、割合的には女性の参加の方が多いです。

村上委員：そうですね。それがないと、この2つだと女性が参加していないような印象を受けるので、そのあたりは全体の数値を書いてからにするとか、何か工夫をしてもらった方が参加している女性としては嬉しいです。

柳屋会長：そうですね、そのように手直しした方がいいのかもしれませんがね。

村上委員：それから11ページの「7. ドメスティック・バイオレンス(DV)について」の結果ですが、1番最初のところ「何らかの暴力を受けたことがある割合は」の「何らかの暴力」というのはもちろん実際の具体的に殴る蹴るみたいな暴力以外にも言葉の暴力と経済的な暴力も含めているわけですよ。それが暴力というと殴る蹴るをイメージされる方が多いのかなと思います。

宮本委員：「何らか」に注釈ですね。

村上委員：言葉の暴力、経済的暴力を含むであるとか、多分改正案で言葉の暴力を新たに含まれたと思うのですが、なかなかそれを理解しなくて、殴る蹴るをされていないから我慢するとか、言葉で罵られたただだから我慢するだとか誤解している方が多いような気がするので、このあたりはしばらく暴力の意味が周知徹底されるまでは注釈をつけていただいた方がよりわかりやすいのではないかなと思いました。

柳屋会長：その他に何かありますでしょうか。

堀委員：15ページ、基本目標4「個人が尊重され豊かな人生が送れる環境の整備」、それと5「市民と行政の協働による男女共同参画の推進」というのが非常に大事なことだと思います。芦屋市は代々お金持ちの人が多いということですが、中にはこういう問題でうまくいっていない人もおられるということです。それから、先日もわれわれの年代で話し合っていたときに、いまだに男尊女卑の言葉が出てきました。時代は変わっていきますが、徐々に男女共同参画ということを根強く進めていかななくてはいけないと私は思います。

宮本委員：意識改革ですね。

堀委員：そうですね。

事務局/岡田：「暮らしのセーフティーネットの整備」といったところですね。

堀委員：そうですね。われわれから見ると今の若い人という言葉をよく使いますけれども、われわれが若いときは、女性がそんなに仕事に出てなかったという感じですが、今は子ども会やPTAなどの関係を知っていますが、女性が働かないと生活できないと言いながら、現実を知っている私としては大変な時代だなと感じます。

柳屋会長：今の話はワーク・ライフ・バランスとも関わりがあるのかなと感じました。どれか1つと言われても難しいと思います。

事務局/岡田：委員さんのご意見を聞いていますと、多分基本目標自体の軽重をつけるというよりも、この中で落とし込む予定の個々の事業の中で、現実的に市の行動計画の中で進めていくべきなのではないかという方向で考えていくというふうにする、と今お聞きして理解しました。

高田委員：男性のジェンダーの問題、例えば自殺予防や鬱の問題というようなことが多く言われています。そういった取組というのはこの中に入っているのですか。

事務局/岡田：入っていないです。自殺予防は市も担当するところが実はあまりなくて、県

は健康福祉事務所が自殺予防の取組を推進してやっています。特に、今おっしゃられているのは、多分男性がいわゆる大黒柱としての働き方のプレッシャーを担わされている社会の中で、仕事が上手くいかなかったときに非常に心を病まれて、場合によっては自殺されたりという悲惨なことが増えてきているという中でのお話だと思います。

高田委員：女性の貧困も国の政策の15項目の1つに挙がっていますように、全体的な貧困になっているだろうなと思います。その中で男性の鬱の問題というのは、とても多く言われていて、ただ単に健康の問題ではなくてジェンダーの問題として多く取り上げられていますし、国も県もお金を結構落としているところです。そういうところをやはり、男性からの問題も同時に考えていけたらいいのにとと思います。そして、そういう形だけではなくて、ある市では、退職後の男性が本来女性向けのパソコン教室に、パソコンの相談にたくさん来られるそうです。今さら家の人に聞けないし、聞いたら怒られるし、もたもたしていると自分も立つ瀬がないのでなかなか聞けない、しかし相談教室なら誰の気兼ねもなく聞けるということです。パソコン教室という入口だったとしても、男女共同参画センターに来られることによって、男女共同参画の意識というところにもなり得るだろうと思います。男性の問題も一緒に考えてみればいいと思います。

堀委員：60歳以上で、定年で家におられる方の、女性と男性で友達の数を調べてもらえばすぐにわかります。女性・奥さんは友達が何人おられるか、男性・ご主人の退職後の友達は何人おられるか。

柳屋会長：少ないでしょうね。

中山委員：会社社会にいれば、地域、身の回り、昼間にいないので少ないでしょうね。女性の場合は、子どもさんの関係で学校のつながりがあるし、地域のつながりがあるので全然違います。

宮本委員：奥さんの友達を自分の友達にすればいいのでは。

中山委員：そう。だからサークルを行ってみたりしていますね。

高田委員：会社で偉いさんだったからこそ、パソコンは別にしなくてもよかったです、私も初めて知ったのですが。今や子どもからメールが来たり、孫の写真を送ってもらって返事をしたいけれども、それができないそうです。そういった意味では家族の中で男女共同参画しようとは努力はしているのですが、そのツールがなかなかなくて、パソコン教室に行くという、そういったプロセスでした。これも男女共に生きていくという意味では、重要なことで、芦屋市の割合からいくと今言われたような色々な特徴があると思いますが、そういうことも取り入れられて、健康という側面でも大事ななと思います。

宮本委員：パソコンは遅すぎたりはしませんか。

高田委員：そのあたりはわからないですが、とりあえずパソコンでしょうか。

柳屋会長：必要に迫られているのもあるかもですね。

高田委員：孫の写真が送られてきたりとか、海外に孫がいて連絡をとるのに、映像で写っていても何もできなくて、家庭の中で阻害されていくという人が結構おられます。でも、その中でやりたいと思っている方たちがせっかくでしたら、こういうところできた

らいいかなと思います。それが男女共同参画センターのやるべきことかどうかという疑義はありますが、そういう人たちの意識を上げるためには入り口をどこにするということでは上手くいくと思います。

中山委員：今度センターの場所が移転するのですね。

事務局／岡田：そうです。

中山委員：違ったレイアウトを考えられているのですか。

事務局／岡田：面積的には今よりも小さくなるんです。だから、いろんな教室などをいれる訳にはいかないのですが、1階が男女共同参画センターで、2階が市民活動センターになり同じ建物なので、そういう部分はむしろ市民活動センターで行う、などそういったことは市全体で考えればいいことです。例えば、高齢者のところで、そういった取組があるのかもしれませんが。それはこの審議会が終わった後に、各課に事業ヒアリングをかけていこうとしています。その中で色々な事業をヒアリングしながら、もちろん実績報告のときにも報告を聞いたりしているのですが、どういう事業で具体的に落とし込めていけるのかということも考えたいと思います。

高田委員：仕事をしている芦屋の男性は、神戸・大阪圏に行っている人たちがとても多いと思いますので、やはり男性の鬱の問題はとても大きく引きずっているようです。

事務局／岡田：相談していただくところが本当にないんです。私どももどこか相談するところがないのですかと…。

高田委員：市で相談はできなくても、別の相談機関を紹介するなど、男性が引きずっているジェンダーの問題の辛さに気づかれるだけでもいいのかなと思います。執筆者の中にはそういったことを書いている方が結構いますので、そういった人たちにお話していただくとか、できれば夕方など帰ってこられる時間帯にしたりしてうまくいっているところもあるみたいですね。

柳屋会長：講演ビデオの貸し出しとかですね。そのあたりの問題は、ワーク・ライフ・バランスの問題がかなり関わっている感じがしています。ワーク・ライフ・バランスは最近注目されていますが、このあたりを中心に啓発することが、重点的な取組になるのではないかなというのが皆さんのご意見をお聞きして思いました。また、1つだけという必要があるのか、2つくらいにするなど、可能性として選択肢があるかもしれません。そのあたりを事務局で検討していただいて、また次回に提案していただけたらと思います。

事務局／岡田：今日いただいたご意見を、事業として具体的に挙げる中で、整理をかけてみたいと思います。

柳屋会長：それではそろそろ時間になりますが、最後にご意見がありましたらお願いします。

宮地委員：次回でもいいのですが、わかりにくいと思う表現があります。7ページの課題の1番下の「男らしく、女らしく」という育て方が、経済的な自立や獲得するスキルの差に結果としてつながらないような情報提供や教育現場での配慮が重要というのは、ちょっとこなれていない文章のように思います。言わんとすることはわかりませんが、もう少し表現の仕方があるのではないかと思います。つながらないような情報提供というのではなく、プラスの表現で情報提供をする、としないとわかりにくいのではないのでしょうか。

事務局／岡田：結果として不利益になってしまったということにならないような情報提供と

という意味になります。

宮地委員：ちょっと難しいですね。情報提供しないような情報を提供するというのはどうやって情報提供するのかと思います。

事務局／岡田：そうですね。もう少し考えてみます。

柳屋会長：それではそろそろ時間になりましたので、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。今後のスケジュール等があればお願いします。

事務局／岡田：今後のスケジュールですが、次回は9月末に審議会をしていただけたらと思っています。今から素案のたたき台を作りますので、それをご覧いただきご意見いただき、取組のところは重点的にご意見いただきたいと思います。その次は10月の終わりか11月を目途に中間まとめという形でしたいと思います。その中間まとめをした後に、議会と市民の皆さんに向けてパブリックコメント実施します。このように今のところ予定しております。

柳屋会長：市民向けのパブリックコメントはホームページ上で募集するのですか。

事務局／岡田：ホームページでも実施しますし、実際の冊子ものを配布したり閲覧していただくような形にもします。そして、パブリックコメント募集中ということを広報に載せ、その前には議会にも公表し、ご意見をいただきます。

= 堀委員は今回の審議会をもって退任。次回、新委員を紹介。 =

柳屋会長：それでは本日の審議会は終了とさせていただきます。ありがとうございました。

= 閉会 =